

山梨地方最低賃金審議会
**令和3年度 第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

- 1 日 時：令和3年10月14日（木）午前9時56分～午後1時00分
- 2 場 所：山梨労働局 1階 大会議室
- 3 出席者：公益代表：伊藤委員、鷹野委員
労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員
使用者代表：一之瀬委員、上野委員、菊地委員
事務局：田村労働基準部長、太田良賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

- (1) 改正審議
- (2) その他

5 審議会内容

(賃金室長)

それでは、定刻より若干早いですが、皆様おそろいのようなので、始めさせていただきます。

ただいまから、令和3年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益側、石垣委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、全委員の3分の2以上で、かつ、各側3分の1以上の委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、鷹野部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

(鷹野部会長)

おはようございます。

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で連絡事項がありましたらよろしく申し上げます。

(賃金室長)

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、前回と同様、労働者側は3階の相談室、使用者側は2階の相談室としておりますのでよろしく願いいたします。

2点目は資料の説明です。

お手元に配布しております資料の1ページを御覧ください。

これは、前回もお配りいたしました全国における電気機械器具等製造業最低賃金の改正状況を取りまとめた一覧表になります。

説明は以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

前回と変更となったのは、静岡ですか。

(賃金室長)

静岡、宮城、福岡、山口の4県が追加になっています。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問・意見等なし。)

【議 事 (1) 改正審議】

(鷹野部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入っていきたいと思えます。

本日は、公益案をお示しし、できる限り、全会一致による決議ができますよう御協力をお願いします。

各側の御協力によって、なるべく今日の午前中、12時位を目途に答申案等をまとめられればと考えておりますので、各側の御協力をよろしく願いします。

前回の専門部会におきまして、労働者側は31円、使用者側は1円の金額を提示いただいております。

金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いし、各側の再検

討された金額について、昨日、既に事務局から各委員に連絡されておりますが、ここで改めて、各側からその金額と理由につきましてお聴きしたいと思えます。

労働者側からお願いします。

(労働者側委員)

では、私、小林から御説明させていただきます。

すでにメールでも展開されておりますので、御確認いただいているかと思えます。

電機連合加盟組合の企業内最低賃金は、現在1,054円となります。

現在の特定最低賃金との差は140円となります。

この差額140円を5年で解消できる金額ということで28円を提示させていただきました。

資料には、昨年と今年、2020年と21年の春闘の引上げ結果を参考として付けさせていただきました。

そういったところを見ても、当初提示した31円は、そんなに大きく外れた金額ではないだろうと理解しておりますが、使用者側の見解や前回までの全国の回答状況を見て、28円を提示をさせていただきました。

よろしくお願いします。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございます。

次に使用者側、お願いします。

(一之瀬委員)

最初の時に申しましたとおり、当特定最低賃金額は、Bランクの中でも上位4位のところにありまして、山梨県では、すでに一定のレベルは確保していると認識しております。

そうしたなかで、そもそもから言えば、山梨がCランクからBランクに上がったことも要因としてあるのですが、山梨県最低賃金との差が76円と大きな差になっておりますので、この改善を目指していく必要があると思っております。

ただ、労働者側からいただいた資料の中で、電機連合の企業内最低賃金が労使の努力によって引き上げられておりますので、これは配慮すべきだと思えました。

さらに、公益委員からは、昨年1円の引上げにとどまっており、2年分の引

上げに配慮するようにとの御意見がありました。

この労働者側の資料及び公益委員のお考えをお聞きし、電機連合の企業内最低賃金の2年間の上昇率、これが月額レベルだと0.92%になりますが、これを考慮することとしました。

時間換算額ですと、令和元年が1,054円、令和3年も1,054円と同じになるのですが、これは労働時間等の兼ね合いがあって、そのような結果になっているものと思いました。

月額の方は明らかに上がっておりますので、これを尊重し、0.92%の引上げには応ずることとしました。

具体的に引上げ額を計算すると8.41円になるのですが、昨年1円上がっておりますので、これを考慮し、8円の引上げに応ずるという最終的な結論に達しました。以上です。

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

ただいま、各側から考えをお聴きしました。

まだ、20円ほど差があるわけですが、双方の主張をもう一度検討いただく中で、歩み寄りができるかどうか検討いただきたいと思います。

公益委員の中でも、今の双方の御意見を伺って、考え方を再度まとめたいと思いますので、ここで一旦専門部会の審議を中断したいと思います。

(一之瀬委員)

少し基本的なことで労働者側にお伺いしたいことがあるのですが。

(鷹野部会長)

双方ここにいますので、お互いの主張について、疑問点等ありましたら、ここで詰めておいていただいたほうがやりやすいと思いますので、お願いします。

では、一之瀬委員からお願いします。

(一之瀬委員)

はい。

前回の最初の金額提示の際に、県内の電機連合の平均引上げ額が示されていましたが、これは定期昇給込みですか。

ベアでこれだけ上がったということですか。

(労働者側委員)
定昇込みです。

(一之瀬委員)
込みですね。ありがとうございます。
ベアはどれくらいだったかわかりますか。

(労働者側委員)
電機ですと、ある一定の、このレベルの人をいくら上げようという見方をしているの、平均でいくらかといわれると、申し訳ないですが、資料の持ち合わせがありません。

(一之瀬委員)
ありがとうございます。
そのような資料があれば、あとで教えていただきたいと思います。

(鷹野部会長)
労働者側のほうから何か質問等ありますか。

(労働者側委員)
提出させていただいた資料の中でも触れているのですが、使用者側の基本的見解にありました、特定最低賃金の時間換算額が減少しているという点について、私も資料を改めて見たのですが、令和2年度、昨年度が、それぞれの業種によっても差はあるのですが、所定内実労働時間数が増えていることが時間換算額に影響しているのではないかと思います。
素人考えでみると、うるう年であったことも影響しているのではないかと。

(一之瀬委員)
その点については、公益委員からもちょっと指摘を受けておりまして、年齢構成や時間とかがあるので。
特に山梨県だけを見た場合には、母数が少ないので、どうしてもぶれることは十分承知しています。
ただ、母数が大きい全国レベルで見ても上昇率が0.6%くらいなので、賃金の実態はそんなに上がっていないのではないかと思います。
労働時間が結構少なくなっているの、時間外が少なくなった影響があるのではないかと思います。

一つの傾向としてお話ししただけであって、それが絶対ではないので、それを根拠にするということは考えてはおりません。

(鷹野部会長)

ほかはよろしいですか。

(伊藤委員)

労働者側から出されたこの資料で、電機連合の企業内最低賃金との差額を5年で解消すると書かれていますが、解消するということは、企業内最低賃金は5年間変化しない前提ということでしょうか。

(労働者側委員)

それはそれで毎年上がっていくものです。

将来この差額がどのように変化するかはわからないので、あくまで、現状の差額だけを解消することを想定しているものです。

(伊藤委員)

そういう意味なんですね。

(労働者側委員)

そういう意味合いです。

(伊藤委員)

使用者側委員も今回の根拠でこの上昇率を使ってらっしゃるので。

これが大きく変化するものなのか、ほんのちょっとずつしか変わらないものなのか確認したいと思ったものですから。

普通の賃金上昇率と連動して上がっていくものなのか、どういう性質のものなのか、お聞きしたかった。

(一之瀬委員)

労使交渉の中で企業内最低賃金を決めるので、時の賃上げ率などにある意味連動しているのだと思います。その時の春闘なりの交渉の過程で決まるものだと。

そうはいつでも、賃金はだんだん上がってきているので、企業内最低賃金が下がることは、まずないと思います。

(小林委員)

そうですね。下がることはないと思いますが、春闘の結果で標準的なところがベースアップで1,000円、1,500円上がっているときに、企業内最低賃金が同じ金額だけ上がっているかということそうではありません。1,000円上がっていた時でも最低賃金は500円しか上がらない場合もあり、その辺は労使交渉の進み方で違うと思います。

しかし、下がることはないと思っています。

(伊藤委員)

はい。わかりました。

(小林委員)

完全な連動とは言えないかもしれませんが。

(鷹野部会長)

よろしいですか。

(各側委員)

(他になし。)

(鷹野部会長)

それでは、若干質疑もさせていただいたところですが、これから公益委員の中で打ち合わせをさせていただきますので、各側の委員におかれましても、ただ今の意見を踏まえて、再度、できる範囲で検討していただければと思います。

それでは、専門部会を一旦中断いたしまして、各側の委員につきましては、控室のほうに移動をお願いします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

- 1 公益委員による事前打合せ
- 2 労働者と折衝

(1) 公益委員見解

賃金改定状況調査結果4表の のパート計の令和2年、3年の2年分の賃金上率は2.8%となる。これを特定最賃額に乗じると25円となる。この金額まで歩み寄れないかと提案。

(2) 労働者側の主張

公益委員の提案に応じ、25 円まで譲歩するとした。

3 使用者側と折衝

(1) 公益委員見解

4 表の のパート計の令和 2 年、3 年の 2 年分の賃金上率は 2.8% となる。これを特定最賃額に乗じると 25 円となる。この金額まで歩み寄れないかと提案。

(2) 使用者側の主張

県内の高卒初任給の 2 年間の上昇率 1.579% を基に 15 円までは譲歩すると主張し、さらに特定最賃額が切り良く 930 円となる 16 円までは譲歩するとした。

4 労働者側と折衝

(1) 公益委員見解

企業内最賃と同率の引上げでは額差は開いていく。多少でも額差は縮めるべきである。

しかしながら、先に決着した自動車の特定最賃の引上げ額とのバランスは考慮したい。

(2) 労働者側主張

自動車の特定最賃の引上げ額に「プラスアルファ」は必要である。

全会一致で 22 円、採決で 23 円までは譲歩するとした。

5 使用者側と折衝

(1) 使用者側主張

(公益委員から労働者側の主張を聴き)

最大限、自動車の引上げ額と合わせてプラス 19 円まで譲歩するとした。

(公益委員からの「全会一致でのプラス 20 円」の提案を受け)

静岡は 19 円で決着している。山梨と静岡を比べれば、静岡の方が状況は良い。

総合的な組立を行っているところはよいが、下請、孫請企業は厳しい。

19 円上げるのも中小企業は大変であるとして、プラス 20 円には応じず。

6 労働者側と折衝

(1) 公益委員見解

使用者側委員の主張を伝え、更なる歩み寄りを求めた。

(2) 労働者側主張

採決なら 21 円、全会一致なら 20 円まで譲歩するとした。

7 使用者側と折衝

最終的に全会一致によるプラス 20 円を了承した。

(以上で金額折衝を終了)

(鷹野部会長)

ただいまから審議を再開いたします。

労使双方の個別の意見を取りまとめて、個別折衝を重ねた結果、ここに公益案を取りまとめるに至りました。

それでは公益案を提示させていただきますので、事務局から配布をお願いします。

(事務局、公益委員案を配布)

(鷹野部会長)

省略して、金額等だけを述べさせていただきます。

1時間、934円、引上げ額、20円、引上げ率、2.19パーセント。

以上でございます。

(鷹野部会長)

それではこの公益案について採決を行いたいと思います。

まず、慣例により反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手をお願いします。ありませんね。

では、次に、公益案に賛成の方の挙手をお願いします。

ありがとうございます。7名全員一致で公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日についてお諮りします。

本日、結審しますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、12月15日水曜日に発効となりますが、これにつきまして、何か御意見等がございますか。

(各側委員)

(意見・異議等なし)

(鷹野部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成させましたので、配布して朗読をお願いします。

す。

なお、今回は省略した形での朗読といたしますので、あとは文面で各自御確認ください。

(事務局、報告書案を配布)

(賃金室長)

令和3年10月14日

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富殿

山梨地方最低賃金審議会、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長鷹野正則

以下、省略させていただきまして、金額のみとさせていただきます。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、934円

以上でございます。

(鷹野部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。

よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思いたいますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(鷹野部会長)

ありがとうございました。

それでは、8月23日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨了承されております。

このため、ここで、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成の指示を行っておりますので、答申案を配布のうえ、朗読をお願いします。

なお、先ほどと同じように省略した形での朗読となりますので御了承ください。

(事務局、答申案を配布)

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案

令和3年10月14日

山梨労働局長生方勝殿

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、答申

別紙となりますが、金額のみ朗読させていただきます。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間、934円
以上でございます。

(鷹野部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

ないようですので、これにより答申をしたいと思います。

(部会長から労働基準部長へ答申文を手交)

(鷹野部会長)

それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をいただきます。

(労働基準部長)

ただいま、令和3年度、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。

本年度もコロナ禍の影響により、電気関係の産業の一部には厳しさも残る中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。

本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進

めて参ります。

また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知を図って参りたいと思います。

委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げます、答申に対するお礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(鷹野部会長)

次に、今後の公示等の手続についての事務局からの説明ですが、発効日等だけでよろしいかと思えます。

よろしくお願いします。

(賃金室長)

それでは、説明は一部省略させていただきます。

本日、答申をいただきましたので、本日中に公示をいたします。

異議申し出の締切りは10月29日となります。

異議申出がなされなかった場合、官報公示は、最短で11月15日となります。

官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月15日水曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

【 議事(2)その他 】

(鷹野部会長)

次に議題の2その他に入りますが何かございますか。

(各側委員)

(特になし。)

(鷹野部会長)

それでは、事務局から何かありますか。

(賃金室長)

ございません。

(鷹野部会長)

それでは、本日の専門部会を終了したいと思います。

本日の議事録の確認ですが、小林委員と一之瀬委員にお願いします。

以上によりまして結審となりました。皆様の御協力に感謝申し上げます。

本日はお疲れ様でした。